

姫路市観光案内所管理運営システム構築等業務委託仕様書

姫路市 観光経済局 観光コンベンション室

# 姫路市観光案内所管理運営システム構築等業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 1 目的

姫路市観光案内所において、国内外から本市を訪れる観光客等へ観光情報や災害情報などを発信することにより、回遊性の向上や受入体制の充実を図るため、機能的な管理運営システムの構築及び機器の導入を行うもの。

### 2 業務名

姫路市観光案内所管理運営システム構築等業務

### 3 契約期間

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

### 4 発注者

姫路市

### 5 導入方針

姫路市観光案内所（以下「当施設」という。）の利便性向上及び当施設職員の事務負担軽減を実現し、観光情報の発信拠点として施設の機能強化を図るため、以下の導入方針に基づき、管理運営システムの構築及び機器の導入を行うこと。

#### (1) 来所者に対する情報発信機能の強化

当施設に設置のデジタルサイネージや大型モニターで表示する観光情報の映像や音声等を管理するためのシステム及び機器を導入し、来所者に対し効果的にイベント情報や観光情報を発信すること。システムの構築に際しては、クラウドを利用したものなど、より円滑かつ柔軟に情報発信ができるものとする。

#### (2) 来所者数の把握

当施設の来所者数を正確に把握するためのシステム及び機器を導入すること。

#### (3) セキュリティの向上

当施設における安全性を強化するため、施設内及び周辺（施設内から撮影）を24時間体制で撮影する防犯カメラ及び防犯カメラを管理するシステムを導入すること。

#### (4) 迅速な事務処理及び観光情報の収集

来所者に対するサービス向上及び当施設職員の事務処理の迅速化を実現するため、情報収集や資料作成等に当施設職員が使用する機器（ノートパソコン等）を導入すること。

#### (5) 安全性の高い情報管理システムの構築

システムの構築及び機器の導入に際しては、導入時における最新バージョンのソフトウェ

アやアンチウィルスソフトウェアをインストールする等、セキュリティ対策を講じた安全性の高いシステム及び機器とすること。

## 6 導入環境

### (1) 施設概要

名 称：姫路市観光案内所（観光なびポート）

所 在 地：姫路市駅前町 210 番 2

開館時間：午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

休 館 日：12 月 29 日、30 日および施設点検日

面 積：面積約 290 m<sup>2</sup>（展示室 190 m<sup>2</sup>、事務室 100 m<sup>2</sup>）

図面は別紙平面図参照

職 員 数：7 名

備 考：「外国人観光案内所カテゴリ-3」認定

「観光施設における心のバリアフリー認定制度」認定

### (2) 主な業務内容

ア 観光・宿泊・交通等の案内

イ デジタルサイネージ及び大型モニターでの情報発信及び掲載情報の管理  
（観光情報及び災害関連情報等）

ウ チラシ等掲出物の管理

エ 来所者数の把握及び月報等報告書の作成

オ 市内及び近隣地域等の観光情報収集

## 7 委託業務の内容

### (1) システムの要件整理、設計、機器（ハードウェア）・システム（ソフトウェア）の導入及びネットワークの構築

「5 導入方針」に基づき、導入するソフトウェアシステムは、任意のもので受託者が本市へ提案し、本市の承認を得て決定するものとする。ただし、以下の項目に対応するソフトウェアシステムの導入は必須とする。

#### 【映像・音声コンテンツ管理システム】

当施設に設置のデジタルサイネージ及び大型モニターに表示する観光情報の映像や音声などのコンテンツを、当施設及び本市観光コンベンション室で管理する操作端末からクラウドを用いて常時更新、管理できるシステムを構築すること。以下の項目は対応必須とする。

#### ■環境構成

ア センター設備はクラウド型の構成とし、クラウドセンターの設備は以下の要件とする

こと。

(ア) 納入業者が契約するクラウドサーバを利用すること。

(イ) 原則、毎日のバックアップ作業を行うこと。

(ウ) 障害が発生した場合は、前日データバックアップ時点までデータが回復すること。

イ 大型表示装置（STB）は 4K 相当で放映可能なこと。

ウ 本市観光コンベンション室に設置のパソコンからインターネット接続でクラウドサーバに接続できること。

エ 機器は当施設内の本市が指定する場所に納品すること。

オ ネットワーク切断時、事前に表示端末に配信・蓄積しているコンテンツ放映を継続できること。（ただしネットワーク連携が必要なコンテンツについては対象外とする。）

カ 設置、場所等について

(ア) 当施設内 7 台のディスプレイにコンテンツが投影できるよう、機器を設置すること。

(イ) 機器の設置場所については別途指示する。

キ 必要なセキュリティ対策（アクセスログ管理、アカウント管理、IP 制限等のアクセス管理）を講じること。

ク 稼働時間は本市と協議のうえ、適宜対応すること。

## ■システム機能

ア システム機能

(ア) 本市が準備するパソコンから WEB ブラウザにより接続しコンテンツ等を配信できること。

(イ) 日時を指定しスケジュール放映できること。

(ウ) 割込放映が可能であること。また予約割込み機能を有すること。

(エ) 割り込み操作時に、割り込み時間の尺を指定出来ること。

(オ) 割り込みコンテンツは任意に選択したコンテンツを最大 30 個まで指定できること。

(カ) ログインアカウントを複数発行できること。

(キ) テレビチューナー機能が搭載されており、テレビ放送への切り替えが可能なこと。

(ク) アンテナ線から受信した EWS 信号をトリガに地上波放送や CATV の映像の割り込み再生が出来ること

イ コンテンツ機能

(ア) 以下の形式が放映可能であること。

- ・動画：映像圧縮方式 H.264、H.265（ファイルフォーマット MP4）

- ・静止画：JPEG、BMP、PNG

- ・URL へのリンク、HTML

- ・アンテナ線から受信した地上波テレビ映像や CATV 映像

(イ) 放映解像度：最大 3,840×2,160 ピクセル

(ウ) コンテンツは登録した名称からキーワード検索が可能であること。

#### ウ 安全性の高いシステムの構築

(ア) 登録されたコンテンツを時間別（秒単位）、日別に設定が可能であること。

(イ) 曜日別や祝日のスケジュール登録を一括で設定できること。

(ウ) 設置場所ごとに個別のスケジュールが設定できること。

#### エ 配信機能

(ア) 設置場所ごとに別々のコンテンツ、スケジュールが配信できること。

(イ) 設置場所ごとにグループ登録が可能であり、グループ単位でのコンテンツ、スケジュールが配信できること。

(ウ) 自動配信機能があること。

(エ) コンテンツ・スケジュールデータは暗号化して配信をすること。

(オ) 配信処理がネットワーク異常等の理由において失敗した場合においても自動的にリトライ（再配信処理）を実行する機能を有すること。

#### オ 稼働監視機能

(ア) 各機器の稼働状況、リソース情報（CPU 負荷、HDD 空き容量）の確認ができること。

(イ) 各表示端末の再生コンテンツ及びスケジュールをリアルタイムで確認できること。

(ウ) 表示端末の通信障害、または機器障害発生時にアラート情報を表示する機能を有すること。

(エ) 表示端末の放映内容が意図せず黒画面となったことを検知できる黒画面検知機能があること。

(オ) マップ機能を有し、表示端末の稼働監視ができること。

### 【来所者数把握システム】

防犯カメラの映像から来所者数の自動カウントを行い、より正確にその数を把握できるシステムを構築すること。

また、構築に伴い、人物の認識やカウント等の AI 処理は全て、防犯カメラ本体のみ、且つ設定変更のみで完結することとし、記録装置や管理端末については、これらのメタデータのみ受信する構築とすることで、本システム通信経路上の各機器やケーブル等に負荷をかけないシステムとすること。

なお、運用面においては、管理端末にて、来所者数データを視覚的且つ容易にモニターへ表示できること、また、そのデータを Excel ファイル等にて出力できることとし、これら一連のシステム構築において、一切の開発作業は認めないこととする。以下の項目は対応必須とする。

#### ■環境構成

ア 来所者数の集計は防犯カメラの AI 機能を用いること。

イ 来所者数計測用カメラから受信したデータを集計し、それらを時系列にグラフ化して

表示できる機能を持つこと。

ウ 集計したデータを3ヶ月以上保存できる容量で、期間内であれば、それらを CSV 出力できる機能を持つことカメラ映像はリアルタイムでの視聴が可能であること。

エ 来所者数集計に係るカメラの配信要件は以下とする。

(ア) 解像度：5M 程度

(イ) フレームレート：30fps 程度

#### 【防犯カメラ管理運営システム】

当施設における安全性を強化するため、施設内及び周辺（施設内から撮影）を24時間体制で撮影する防犯カメラを管理するシステムを導入すること。以下の項目は対応必須とする。

#### ■環境構成

ア カメラは360度表示できるものとする。

イ カメラ映像の録画は、クラウドにて行うこととし、スマートフォンやパソコンからアクセスすることで、いつでも映像を閲覧できる設計とすること。

ウ カメラ映像はリアルタイムでの視聴が可能であること。

エ 1ヶ月以上クラウド上にデータを保存できること。

オ 録画要件は以下のとおりとすること。

(ア) 解像度：1.6M 程度

(イ) フレームレート：10fps 程度

(ウ) 圧縮方式：H.264

- (2) 「5 導入方針」に基づき、本システム及びネットワーク構築に必要な導入機器などは、任意のもので受託者が本市へ提案し、本市の承認を得て決定するものとする。ただし、以下の機器の導入は必須とし、かつ、以下のうち、大型モニター（1台）、デジタルサイネージ（6台）及び複写機については、既設のものを使用すること。

品名	数量
防犯カメラ	4台
システム管理端末	1台 周辺機器（キーボード、マウス、モニター）を含む
サウンド機器	天井埋め込み型スピーカー：4台 アンプ：1台 ミキサー：1台
職員用ノートパソコン	4台（内1台はDVDドライブ附属のものとする） 周辺機器（マウス）を含む Office Standard（最新バージョンのもの）をイン

	ストールしたもの
大型モニター及びデジタルサイネージ管理用 STB	7 台
ネットワーク機器	1 台
外付け NAS (8TB)	1 台
無停電電源装置	1 台
その他必要機器	1 式

ア 本システムに必要となるネットワークは、本市が契約している回線及びプロバイダを使用し、導入する機器の電源は、既存の電源を使用すること。但し、防犯カメラ管理運営システムにおいて、カメラは PoE 給電対応のものとし、当施設内に設置するネットワーク機器は、避雷や突然の AC 電源断に対して予備バッテリーを持つ等、故障対策を施した構築とすること。なお、導入する機器及びシステムをネットワークに接続するにあたり必要となる機器は受託者において準備するものとし、電源容量が不足する場合は、受託者において電源工を行うこと。その際の機器準備費用（購入費及び設置費）及び工事費用は見積金額に含むこと。

イ 導入する機器については、5 年間の稼働を保証すること。

ウ 導入する機器は、中古品であってはならない。

エ システム及び機器の導入に必要な経費は、全て見積金額に含めること。

オ 導入する機器の配置は、来所者の導線に配慮すること。

カ 現在観光コンベンションビューローに設置のサイネージ 1 台を当施設へ移設すること。その移設費用は見積金額に含めること。

キ 旧システムデータの移行

当施設職員が使用する既存ノートパソコン内のデータを、新たに導入するノートパソコンへ移行させること。

ク 導入システム及び機器の保守管理計画書の作成

導入システムを常に最新の状態を保ち、不正プログラムやマルウェアへの対策を講じるためのシステムバージョンアップや、導入機器の保守・点検を適切な頻度で実施していくため、今後概ね 5 年間に必要となる保守管理計画書を作成すること。

キ 機器障害に対応する問い合わせ窓口を設置すること。

ク 機器に障害が発生した場合、速やかに対処すること。

ケ 関係者との調整

(ア) 受託者は、業務責任者を選任し業務従事者への指揮監督を行うとともに、業務の遂行について発注者との連絡調整にあたらせること。

(イ) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分に意思疎通を行い、発注者の指示に従うこと。

(ウ) 業務に関し当施設に出入りする際及び施設内で作業を行う際には、発注者に事前に連絡し、指示に従うこと。

(エ) 現行システムを導入した事業者と調整し、円滑に業務を遂行すること。

## 8 成果物について

- (1) 導入するシステム及び機器に加え、以下の成果物（成果物一覧表参照）を納品すること。  
各成果物の数量は、紙媒体 2 部および本市が指定するファイル形式で保存された電子媒体 1 部とする。

(成果物一覧)

名称	内容	納品期日
導入に関する成果物	業務実施計画書 作業工程表(導入スケジュール等を記載したもの) 業務体制図	契約締結後 2 週間以内
設計に関する成果物	システム設計書 システム構成図 ネットワーク構成・一覧 機器（ハードウェア）構成・一覧 システム（ソフトウェア）構成・一覧 アカウント一覧 機器・システム導入費内訳書 完成写真帳	システム及び機器納入時
操作・運用に関する成果物	操作に関するマニュアル 運用管理に関するマニュアル	システム及び機器納入時
保守に関する成果物	保守管理計画書（5 年間）	システム及び機器納入時
その他関係書類、物品	本市より指示のあったもの	本市が指定する日

- (2) 当施設内で作業を行う際は、当施設の運営に支障がないよう閉所時間に実施すること。  
(3) システム及び機器の納期は令和 7 年 9 月 30 日（火）とする。  
(4) 適合するライセンスをインストールし、ライセンス違反等にならないこと。

## 9 実施に当たっての留意事項

- (1) 業務全般に関すること

- ア 機器等の導入作業にあたり、受託者が故意または過失によって本市及び第三者に損害を与えた場合は、ただちに原状回復（原状回復が適当でない場合は損害賠償）を行うこと。  
イ 現行のシステムを導入した事業者との連絡・調整が必要な場合は、本市の了解の下、受託者において行うこと。

- ウ 本市が次にシステム及び機器の導入・更新を行う際には、受託者は次のシステム及び機器の導入・更新を請負う事業者をサポートし、円滑に移行できるよう協力すること。
  - エ その他の禁止事項については、本市の条例及び規則並びに関係法令に基づくものとする。
  - オ 関連する全ての事項について、本市と十分に調整の上、業務を実施すること。
  - カ 本仕様書の読み違いや確認不足など、受託者の瑕疵により導入したシステム及び機器の能力不足や欠陥があった場合には、受託者の負担により補償すること。
  - キ 本仕様書に定めのない事項又は内容等に疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、当施設での現地確認を行い、特性に沿ったシステム及び機器の導入を検討すること。現地確認の日時については、本市と調整すること。
- (3) 損害のために生じた経費の負担
- ア 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
  - イ アの規定にかかわらず、同項の規定する賠償額の内、本市の指示、貸与品等の性状その他本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、本市の指示又は貸与品等が不適當であること等本市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
  - ウ ア及びイの場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、本市と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

## 第2章 一般事項

### 1 適用範囲

この仕様書は、姫路市観光案内所管理運営システム構築等業務委託に適用する。

本業務の受託者は、この仕様書に定めのない事項のうち、本業務の遂行にあたり必要と思われるものについては、本市と受託者が協議の上、これを決定し行うものとする。

### 2 業務項目

業務に係る項目は、この仕様書及び本市の契約約款によるものとする。

### 3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届を本市に提出するものとする。
- (2) 受託者は、業務期間内に業務を完了するよう業務実施計画書を作成し本市に提出するとともに、導入するシステムや機器の仕様及び図面等を本市の指示により随時提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、前号の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により本市に通知するものとする。
- (5) 受託者は、進捗状況を本市に適宜報告するものとする。
- (6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

### 4 実施報告

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、本仕様書及び本市の契約約款に定める書類の提出を行うものとする。本業務の完了に際し、実施した事業に係る必要書類及び電子媒体一式（電子媒体については、本市が指定するファイル形式で提出すること。）を本市に提出するものとする。成果物の作成及び編集等に当たっては、あらかじめ本市と協議の上、作成するものとする。

提出先は、姫路市観光経済局観光コンベンション室（姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所）とする。

### 5 検査

受託者は、業務完了後、本市の契約約款に定める手続を経て、本市の検査を受けるものとする。

本業務は、本市による検査の合格をもって完了とする。ただし、納品後、成果物の記載内容

に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は、責任をもって速やかに訂正するものとする。

## 6 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、本市が現在所有しているものについては、本市から受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、本市に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに本市へ返還するものとする。

## 7 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の業務の必要が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、別途実施するものとする。

## 8 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 委託料は、成果物の納品後及び委託業務完了届の提出後、本市の検査合格後に支払うものとする。
- (3) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は、受託者が負担するものとする。
- (4) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)の規定を適用する。
- (5) 受託者は、条例、規則等諸法令を遵守すること。